

議第15号

平成19年度京都市土地取得特別会計予算

平成19年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,683,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

平成19年2月20日提出

京都市長 梶 本 頼 兼

2 土地取得

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 694,999
	1 財 産 運 用 収 入	15,000
	2 財 産 売 払 収 入	679,999
2 繰 入 金		1,088,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,088,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		900,000
	1 貸 付 金 収 入	900,000
5 市 債		3,000,000
	1 市 債	3,000,000
歳 入 合 計		5,683,000

歳 出		
款	項	金 額
1 土地 先行 取得 費		5,683,000 <small>千円</small>
	1 土地 先行 取得 費	3,900,000
	2 公 債 費	1,213,714
	3 繰 出 金	569,286
歳 出 合 計		5,683,000

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 費	3,000,000 <small>千円</small>	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	8.0以内 <small>%</small>	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によって、繰上償還をすることができる。

--